

令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託」の受託候補者を企画提案競争方式により選定するために必要な手続き等について定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託

(2) 業務の目的

子育て支援施策の一環として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、授業終了後に適正な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(4) 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを、本業務の開設準備期間とし、開設準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

(5) 見積限度額

本業務に係る概算委託見積額の上限は次のとおりとする。ただし、翌年度以降における所要の委託料の限度額について減額又は削除があった場合は、契約内容を変更又は解除することができる。

なお、これにより受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できるものとし、この場合における補償額は、双方で協議して定めるものとする。

見積限度額 523,930 千円

<内訳>

令和6年度 99,449 千円（年額）

令和7年度 102,037 千円（年額）

令和8年度 104,701 千円（年額）

令和9年度 107,454千円(年額)

令和10年度 110,289千円(年額)

※本業務は非課税取引である。

3 参加資格

参加事業者は、次のすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 「令和5年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者については、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。
 - ① 登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
 - ② 取引先一覧及び会社の概要
 - ③ 財務諸表(直近1年)法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ④ 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書:その3の3)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書
 - ⑤ 印鑑証明書(証明年月日が参加申込書提出前3か月以内)
- (2) 参加申込書等の提出期日において国、地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 公告日現在に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く)に規定するものでないこと。
- (6) 平成30年度以降に、放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行した実績があるもの。又は参加申込期日に放課後児童健全育成事業の運営実績が3年以上あるもの。
- (7) 放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止命令を受けたことがないもの。又は業務停止命令を受けた日から5年を経過しているもの。
- (8) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 本業務に係る全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、審査委員会の判断により適宜調整することがある。

内 容	日 程
募集開始（公告）	令和5年10月13日（金）
参加申込書等の提出期日	令和5年10月25日（水）
一次審査（参加資格審査）結果通知	令和5年11月 2日（木）
質問書の提出期日	令和5年11月 9日（木）
質問書の回答期日	令和5年11月17日（金）
辞退届の提出期日	令和5年11月21日（火）
企画提案書等の提出期日	令和5年11月21日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和5年11月28日（火）
二次審査結果通知	令和5年12月11日（月）
契約締結	令和5年12月下旬予定

5 募集内容

- (1) 募集方法 本市ホームページにおいて行う。
- (2) 受付書類 所定の様式及び参加資格を証明する書類等

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期日
 令和5年10月25日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出書類【各1部】
 - ① 参加申込書（様式1）
 - ② 会社概要書（様式2）
 - ③ 業務実績書（様式3）
 - ④ 切手（244円）を貼付した長形3号の返信用封筒（返送先を記入したもの。）
 - ⑤ 「3 参加資格」（1）の「令和5年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」に登録のないものにあつては、同項①から⑤に掲げる各書類
- (3) 提出方法
 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。
 ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から

午後5時15分までの間に提出すること。

(4) 提出場所

兵庫県加東市社50番地

加東市教育委員会事務局こども未来部こども教育課 担当：奥山

7 一次審査（参加資格審査）

参加資格を満たした参加者が提出した書類により参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。この結果、参加資格がないと認めた場合は失格とする。

また、参加資格を満たす事業者が4者以上の場合、提出書類により書類審査を行い、上位3者を選定する。

(1) 一次審査結果の通知

① 通知日 令和5年11月2日（木）

② 通知方法 全企画提案書等提出者に書面により通知する。

③ 二次審査対象者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限 令和5年11月7日（火）午後5時15分まで

イ 提出場所 「6（4）」に同じ

ウ 提出方法 持参によること

8 質問及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。

なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話で確認すること。

(1) 提出期日

令和5年11月9日（木）午後5時15分まで

(2) 質問書の回答

令和5年11月17日（金）午後5時15分までに、参加資格を満たした参加者全員に対し、随時電子メールで回答する。また、全ての質問に対する回答を参加者全員に行う。なお、質問者名は明記しない。

(3) 提出先

電子メールアドレス：kodomo@city.kato.lg.jp

電話番号：0795-43-0546

連絡先：加東市教育委員会事務局こども未来部こども教育課 担当：奥山

9 辞退届の受付

本プロポーザル参加申込書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は、次のとおり辞退届（様式7）を市長に提出するものとする。

- (1) 提出書類 辞退届
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期日 令和5年11月21日（火）午後5時15分まで
- (4) 提出方法 「6（3）」に同じ
- (5) 提出場所 「6（4）」に同じ

10 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を満たした参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 企画提案書の作成
企画提案書は、「令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託提案書」により作成すること。
- (2) 企画提案書等の提出
 - ① 提出期日 令和5年11月21日（火）午後5時15分まで
 - ② 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
企画提案書	様式4の①～⑨	・正本1部 ・副本8部 ・電子データ1部（CD等）
会社案内のパンフレット	任意	
不測の事態発生時の独自の対応マニュアル		
放課後児童健全育成事業に係る独自のマニュアル		
委託料見積書	様式5	・正本1部

- ③ 提出方法 「6（3）」に同じ
- ④ 提出場所 「6（4）」に同じ

11 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査（プレゼンテーション）は非公開とし、二次審査対象者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

- (1) 二次審査実施日 令和5年11月28日（火）
各参加者の開始予定時刻は別途通知する。
- (2) 二次審査はプレゼンテーション及び質疑応答により、企画提案書の内容に基

づき行うこと。(説明30分以内、説明後20分程度の質疑を行う。)

なお、プレゼンテーション実施に係るパソコン等の準備品については、二次審査対象者が準備すること。ただし、設置に要する時間は、5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。

- (3) プレゼンテーションは、加東市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により委員会委員が採点する。

12 審査の結果

(1) 審査

審査基準(別表のとおり)に基づき評価を行い、二次審査の評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定し、併せて次点者も選定する。なお、評価点数が同じ場合は、審査会の議決により選定する。なお、全参加者の点数(委員会委員の点数の合計)が、満点(委員会委員数×100点)の6割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催するものとする。

また、参加申込者は1者であっても一次及び二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

- ① 受託候補者を選定したときは、速やかに二次審査対象者全者に対し、書面により通知するものとする。

ア 通知日 令和5年12月11日(月)

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 全二次審査参加者に書面により通知する。

エ 受託候補者を選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

(ア) 提出期限 令和5年12月13日(水)午後5時15分まで

(イ) 提出場所 「6(4)」に同じ

(ウ) 提出方法 持参によること

オ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

(3) 選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、加東市ホームページ上で公表する。

公表の内容は、各参加者の総評価点及び選定の結果とする。なお、本市にお

いて審査結果等を公表するまでは二次審査対象者において、第三者に公表してはならない。

13 契約の締結

市は、受託候補者に選定された者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

14 情報公開及び提供

- (1) プロポーザルの実施に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年条例第16号）の規定に基づき開示することがある。
- (2) 当該業務の受託候補者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年条例第16号）の規定に基づき開示する。

15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。
- (5) プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。
- (6) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- (7) 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。

- (8) 問い合わせ及び担当部局

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所

加東市教育委員会事務局こども未来部こども教育課 担当：奥山、入江

TEL (0795) 43-0546 (直通)、FAX (0795) 43-0559

E-mail : kodomo@city.kato.lg.jp

別表

令和5年度加東市放課後児童健全育成事業業務委託事業者選定審査基準

項目	評価内容	配点
企業評価	1 企業の業務実績及び運営実績	
	(1) 業務実績の内容	10
	ア 放課後児童健全育成事業の運営実績がある	5
	イ 放課後児童健全育成事業の地方公共団体からの受託実績がある	5
	(2) 業務受託体制について	5
	ア 放課後児童健全育成事業の受託（運営）内容	3
	イ 放課後児童健全育成事業関係職員の割合	2
	小 計（(1) + (2)）	15
企画提案評価	2 運営理念及び業務受託体制（様式3、様式4の①、様式4の②）	
	(1) 放課後児童健全育成事業に対する基本的な考え方と独自の提案	15
	(2) 業務を受託するうえでの体制整備	
	(3) 業務開始時期までの引継体制、職員の指揮命令系統の確立	
	(4) 職員の確保について	
	(5) 児童が増加した際の職員確保について	
	3 危機管理体制及び事業実施方針（様式4の③、様式4の④）	
	(1) 保育上の事故発生時の対応と予防体制	15
	(2) 安全対策と災害に備えた避難訓練及び不審者侵入時の対応体制	
	(3) サービス水準の向上及び安定したサービス提供のための方策・取組	
	(4) 安定的なサービス提供のための組織内の指揮命令系統、教育委員会との連携	
	(5) 業務遂行のための職員等の配置計画	
	4 職員の雇用に対する待遇（様式4の⑤）	
	(1) 勤務体制及びローテーション	10
	(2) 職員の地元採用計画	
(3) 有給休暇の確保及び代替員確保の体制		
(4) 職員の健康管理体制		
5 職員の研修計画（様式4の⑥）		
(1) 契約期間内の職員の研修計画及び巡回指導	10	
(2) 支援員等の資質向上に関する独自の提案		
6 関係機関等との連携（様式4の⑦）		
(1) 学校、保護者等との連携及び情報提供の取組	5	
(2) 保護者との信頼関係を構築するための取組		
7 注文弁当の実施（様式4の⑧）		
(1) 注文弁当の企画内容（注文・支払方法、価格設定、食数、メニュー等）	5	
	小 計	60
価格評価	8 費用に関する取組（様式4の⑨、様式5）	
	(1) コストの妥当性 ※3	10
	(2) 経費削減等の企業努力、取組について	5
	小 計	15
総合評価	9 ヒアリング	
	(1) 取組意欲	5
	(2) 提案書の内容を的確にわかりやすく説明できているか	5
	小 計	10
計		100

※1 企画提案及び価格評価並びに総合評価の各項目について、次の6段階評価により評点を計算する。

[A特に優れている] 評点×1.0 [B優れている] 評点×0.8 [C普通] 評点×0.6

[Dやや劣っている] 評点×0.4 [E劣っている] 評点×0.2

※2 評価内容の一部の細項目について提案がない場合、評価点から2点を減点する。

※3 10点×（最低見積価格÷見積価格）